

魚津市告示第50号

魚津市サテライトオフィス設置促進助成金交付要綱の一部改正
について

魚津市サテライトオフィス設置促進助成金交付要綱（平成30年魚津市告示
第103号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

魚津市長 村椿 晃

改正後					改正前				
第 1 条 - 第 3 条 （略） （助成対象者） 第 4 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事業を行う者に対しては、助成金を交付しない。 （ 1 ）・（ 2 ） （略） （ 3 ） <u>前 2 号に掲げるもののほか、市長が助成金の目的に合致しないと認める事業</u> 第 5 条 - 第12条 （略） 別表（第 7 条関係）					第 1 条 - 第 3 条 （略） （助成対象者） 第 4 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事業を行う者に対しては、助成金を交付しない。 （ 1 ）・（ 2 ） （略） （ 3 ） <u>その他市長が助成金の目的に合致しないと認める事業</u> 第 5 条 - 第12条 （略） 別表（第 7 条関係）				
区分	助成対象経費	補助率	助成金限度額	助成期間	区分	助成対象経費	補助率	助成金限度額	助成期間
開設費	（略）	（略）	<u>500万円。ただし、富山県サテライトオフィス等施設整備費補助金交付要綱の対象とならない場合は、100万円</u>	（略）	開設費	（略）	（略）	<u>100万円</u>	（略）
運営費	（略）				運営費	（略）			
附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、 <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 5 条第 1 項に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。 3 （略） 様式第 1 号 - 様式第 6 号 （略）					附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 5 条第 1 項に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。 3 （略） 様式第 1 号 - 様式第 6 号 （略）				

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公表の日から施行する。